

広島県全国がん登録指定診療所指定要件

(診療体制)

- 1 がんの診断または治療等の診療行為が行えること。ただし、必ずしも病理学的な確定診断を要しない。また、診断とは画像診断、血液検査、尿検査、肉眼的診断、及び臨床診断を含む。

(届出体制)

- 2 届出票の作成に携わる者は、県もしくは広島県がん登録室が開催する、全国がん登録書き方説明会、またはそれに類する説明会への参加経験を有する者であること。
- 3 国立研究開発法人国立がん研究センターが提供する、「がん登録オンラインシステム」を利用し、ネットワーク上で届出ができること。

(その他)

- 4 健康福祉局長は、必要があると認める場合には、この指定要件を見直すことができるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この指定要件は、平成 30 年 9 月 4 日から施行する。

(経過措置)

- 2 広島県地域がん登録において、平成 27 年診断症例を平成 28 年に届け出ている診療所については、平成 30 年の申請に限り、第 2 項の指定要件を充足したものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この指定要件は、令和 5 年 5 月 1 日から施行する。